

多面的機能支払交付金実施要領 様式集

番 号	様式名	作成者	申請 (提出)先	備 考 (H30までの 様式番号)
活動組織、広域活動組織の作成書類				
1-1	多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について	活動組織 広域活動組織	市町村	6-6
1-2	多面的機能発揮促進事業に関する計画	活動組織 広域活動組織	市町村	6-5
1-3	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書	活動組織 広域活動組織	市町村	6-7(1-3)
1-4	長寿命化整備計画書	活動組織 広域活動組織	市町村	
1-5	工事に関する確認書	活動組織 広域活動組織	市町村	1-12
1-6	多面的機能支払交付金 活動記録	活動組織 広域活動組織	市町村	1-6
1-7	多面的機能支払交付金 金銭出納簿	活動組織 広域活動組織	市町村	1-7
1-8	多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書	活動組織 広域活動組織	市町村	1-8
1-9	多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書 環境保全型農業 直接支払交付金に係る営農活動実績報告書の提出について	活動組織 広域活動組織	市町村	1-16
1-10	財産管理台帳	活動組織 広域活動組織	-	1-11
市町村・都道府県の作成書類				
2-1	多面的機能支払交付金に係る事業計画書の提出期限の延長届 出書	市町村 都道府県	都道府県 国	1-4
2-2	多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定について	市町村	活動組織 広域活動組織	1-5(1-15)
2-3	多面的機能支払交付金に係る実施状況確認報告書	市町村	都道府県	1-9
2-4	多面的機能支払交付金に係る実施状況取りまとめ報告書	都道府県	国	1-10
2-5	広域協定の認定書	市町村	広域活動組織	5
2-6	多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)	都道府県	国	3-1
2-7	多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)の同意 申請書	都道府県	国	3-2
2-8	多面的機能支払交付金事業実施計画書(実績報告書)の提出に ついて	都道府県	国	3-3
2-9	多面的機能支払交付金事業実施計画書(実績報告書)の提出に ついて	市町村	都道府県	3-4
2-10	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針	都道府県	国	6-1
2-11	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針の[制 定/変更]について(協議)	都道府県	国	6-2
2-12	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画	市町村	都道府県	6-3
2-13	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画の[制定/変 更]について(協議)	市町村	都道府県	6-4
2-14	多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要	市町村	-	6-8
2-15	多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書 中山間地域等直 接支払交付金に係る実施状況報告書 環境保全型農業直接支払 交付金に係る実施結果報告書の提出について	市町村	都道府県	1-17
2-16	多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書 中山間地域等直 接支払交付金に係る実施状況報告書 環境保全型農業直接支払 交付金に係る実施結果取りまとめ報告書の提出について	都道府県	国	1-18
2-17	水田貯留機能強化計画の[制定/変更]について(協議)	市町村	都道府県	

○年○月○日

市町村 長 殿

農業者団体等の名称
代表者の氏名

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について

このことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第1項の規定に基づき、下記関係書類を添えて認定を申請する。

記

- 1 事業計画
- 2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書
 - ☒ 1号事業（多面的機能支払交付金）
 - ☐ 2号事業（中山間地域等直接支払交付金）
 - ☐ 3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）
- 3 その他
 - ☐ 都道府県の同意書の写し（都道府県営土地改良施設の管理）

多面的機能発揮促進事業に関する計画

〇〇年〇月〇日

〇〇〇〇組織

1 多面的機能発揮促進事業の目標

1. 現況

(例) 本地域は、水資源に恵まれ、良質な米を生産している。今後とも農業振興を図るためには、農業用排水路を適切に保全管理することが必要である。

2. 目標

(例) 1 を踏まえ、本地域では、地域住民と協力して農業用排水路の清掃等を行うことにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとしている。

2 多面的機能発揮促進事業の内容

(1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域

① 種類（実施するものに○を付すこと。）

1号事業（多面的機能支払交付金）	
○	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第18号。以下「法」という。）第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動（以下「イの活動」という。） （農地維持支払交付金）
○	法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動（以下「ロの活動」という。） （資源向上支払交付金）
	2号事業（中山間地域等直接支払交付金）
	3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）
	4号事業（その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業）

② 実施区域

(例) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書（以下「活動計画書」という。）「（別添1）実施区域位置図」のとおり。

(2) 活動の内容等

① 1号事業

1) 事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別

(例) 活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」及び「2. 実施区域内の農用地、施設」並びに「（別添1）実施区域位置図」のとおり。

2) 活動の内容

(例) イ イの活動

活動計画書「3. 活動の計画」の「(1) 農地維持支払」に記載のとおり。

ロ ロの活動

活動計画書「3. 活動の計画」の「(2) 資源向上支払（共同）」及び「(3) 資源向上支払（長寿命化）」に記載のとおり。

3 多面的機能発揮促進事業の実施期間

(例) 活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」のとおり。

4 農業者団体等の構成員に係る事項

(例) 「（別添2）構成員一覧」に記載のとおり。多面的機能支払交付金実施要領「別記6－1活動組織規約」の「（別紙）構成員一覧」に代えることもできる。

<施行注意>

記入内容が様式第1－3号と重複する場合は、「2（1）②実施区域」、「2（2）活動の内容等」、「3 多面的機能発揮促進事業の実施期間」及び「4 農業者団体等の構成員に係る事項」の記入を省略することも可能とする。

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書
 (多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、
 環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書)

(ふりがな)	
組織名	
(ふりがな)	
代表者氏名	
(ふりがな)	
所在地	

I. 地区の概要 (共通)

<活動の計画>

☒	Ⅱ. 1号事業 (多面的機能支払)	別紙 1
☐	Ⅲ. 2号事業 (中山間地域等直接支払)	別紙
☐	Ⅳ. 3号事業 (環境保全型農業直接支払)	別紙
☐	Ⅴ. その他多面的機能の発揮の促進に資する事業に係る計画書	別紙

(注) 該当する活動にチェックし、取り組む活動の別紙のみ添付すること

<施行注意>

提出の際に () 内は、多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書のうち該当する活動の計画書若しくは協定を記載すること。

I. 地区の概要

※ 以下、（多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払）をそれぞれ（多面支払、中山間直払、環境直払）と一部で表示

1. 活動期間

	活動開始年度	活動終了年度	交付金の 交付年数	計画変更年度	計画変更年度
農地維持支払	○年度	○年度	年	○年度	○年度
資源向上支払 (共同)	○年度	○年度	年	○年度	○年度
資源向上支払 (長寿命化)	○年度	○年度	年	○年度	○年度
中山間地域等 直接支払	○年度	○年度	年	○年度	○年度
環境保全型農 業直接支払	○年度	○年度	年	○年度	○年度

2. 実施区域内の農用地、施設

協定農用地面積 又は認定農用地 面積※ 1									計	うち遊休 農地面積	年当たり 交付金額 上限	
	田		畑		草地		採草放牧地					
	多面 支払	a		a		a				a	a	円
中山間 直払	a		a		a		a		a	a	円	
	傾斜		傾斜		傾斜		傾斜					
取組 面積	環境 直払※ 2										a	円

※1 多面支払の認定農用地面積は、集落が管理する農用地面積を記載する。

※2 環境直払に取り組む場合は、Ⅳの4の交付金額の取組面積の合計及び年当たり交付金額上限の合計を記載するものとする。

農業用施設 (多面支払)	水路	農道	ため池
	km	km	箇所
うち、資源向上支払 (長寿命化)の対象施設	km	km	箇所

※ 延長は、小数点以下第1位まで記入する。

3. 実施区域位置図

別添1「実施区域位置図」のとおり

4. 組織構成員一覧

別添2「構成員一覧」のとおり

※ 多面支払のみに取り組む場合は、活動組織規約の別紙「構成員一覧」に代えることができる。

5. 多面的機能支払と中山間地域等直接支払との重複面積

重複面積 (多面支払・中山間直払)
a

※ 多面支払の活動計画書及び中山間直払の集落協定に位置づけられている施設等については、多面支払の活動組織により活動を実施し、また、多面支払の交付金を充てることとする。

<施行注意>

計画書の変更の際には、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を（ ）書で上段に記載するものとする。

(別添1)

実施区域位置図

1号事業（多面支払）

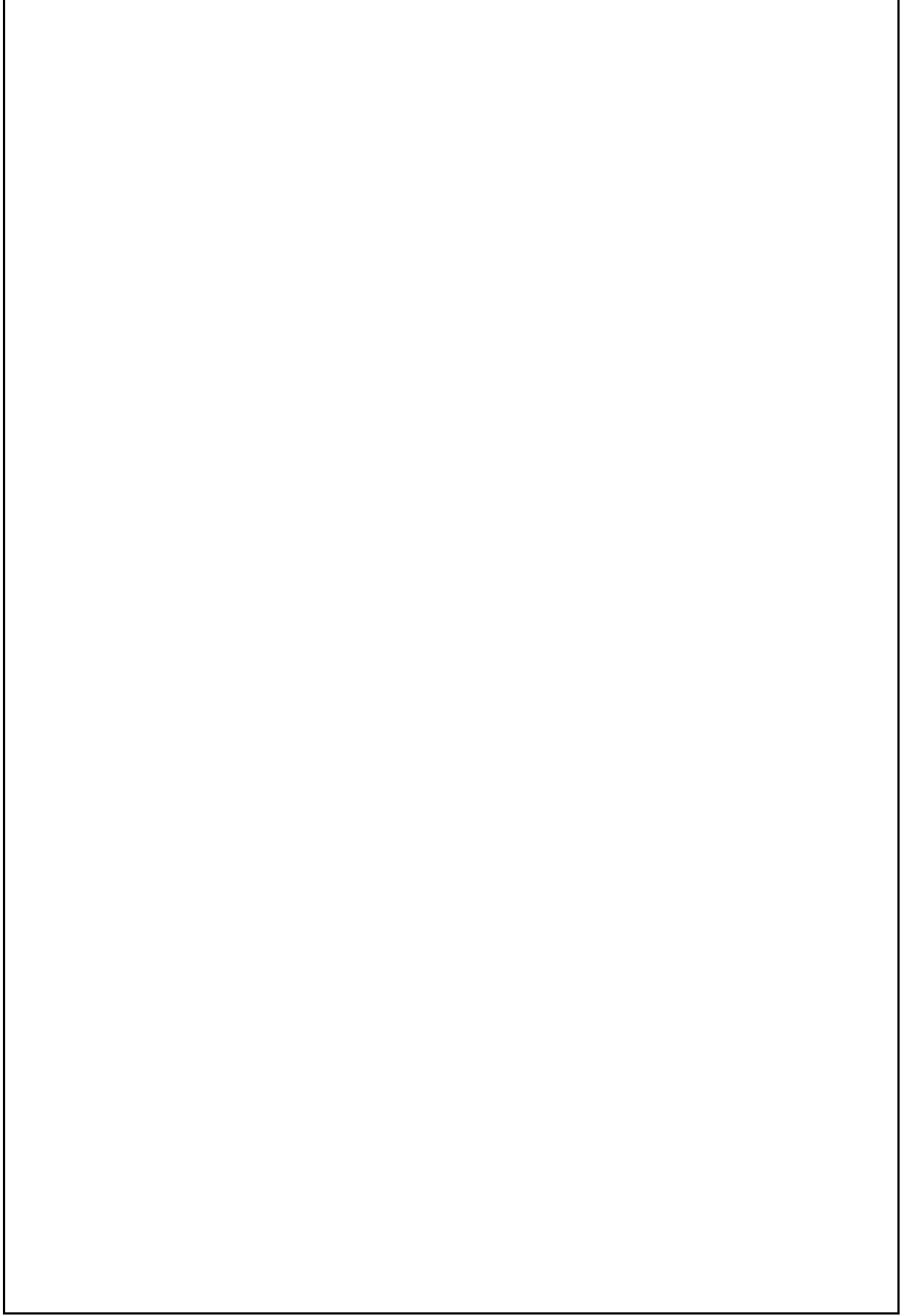


2号事業（中山間直払）



3号事業（環境直払）

組織名称：



(別添2)

構成員一覧

年 月 日

役職名	氏名 (代表者名、 団体名)	住所	多面的機能支払		中山間地域等 直接支払		環境保全型農業直接支払
				分類 番号	分類 記号	年齢 分類 記号	
							☐ 国際水準GAPの実 施に係る取組意思 確認
							☐ 国際水準GAP を実施します。
							☐ 国際水準GAP を実施します。
							☐ 国際水準GAP を実施します。
							☐ 国際水準GAP を実施します。

多面的機能支払分類記号リスト

農 業 者	個人として参加	1	農業者個人
	団体として参加	2	農事組合法人
		3	営農組合
		4	その他の農業者団体
農 業 者 以 外	個人として参加	5	農業者以外個人
	団体として参加	6	自治会
		7	女性会
		8	子供会
		9	土地改良区
		10	JA
		11	学校・PTA
		12	NPO
		13	その他の農業者以外団体

中山間地域等直接支払分類記号リスト

農 業 者 (人)	A	交付農用地を持つ農業者
	B	交付農用地を持たない農業者
法 人	C	農地所有適格法人
	D	特定農業法人
	E	其他法人 (NPO法人、公益法人等)
農 業 生 産 組 織	F	機械・施設共同利用組織
	G	農作業受委託組織
	H	栽培協定
	I	その他の組織
そ の 他	J	土地改良区
	K	水利組合
	L	非農業者(人)
	M	その他

年齢分類記号リスト

ア	39歳以下
イ	40～44歳
ウ	45～49歳
エ	50～54歳
オ	55～59歳
カ	60～64歳
キ	65～69歳
ク	70～74歳
ケ	75～79歳
コ	80歳以上

注1: 「多面的機能支払」及び「環境保全型農業直接支払」の欄は、各支払に取り組む者に○印を記入。
「中山間地域等直接支払」の欄は、署名。

注2: 多面的機能支払に取り組む場合は、「分類番号」を分類番号リストの1～13から選択。

注3: 「農業者」とは、協定に位置付けられている農用地において農業生産活動等（多面的機能支払においては、耕作又は養畜）を実施する農業者又は団体である。

注4: 中山間地域等直接支払の場合には、「分類記号」を分類記号リストのA～Mから選択するとともに、「年齢分類記号」を年齢分類記号リストのA～コから選択。

注5: 「国際水準GAPの実施に係る取組意思確認」の欄は、各構成員に意思確認の上、□にチェックを入れる。

注6: 「国際水準GAPの実施」とは、食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の項目に係るGAPに関する指導・研修を通じ理解し、その理解に基づきGAPの取組を実施することをいう。

多面的機能支払に係る活動計画書（1号事業様式）

Ⅱ. 1号事業（多面的機能支払）

対象組織が広域活動組織の場合は○

⇒

☐

1. 交付金額 ※複数の交付単価がある場合には、行を追加してください。

(1) 農地維持支払

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	a	円/10a	円
畑	a	円/10a	円
草地	a	円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	a		円

※対象農用地面積とは、交付金の算定の対象となる農用地の面積のことです。小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

★活動期間中に、田から畑への地目の変更が生じた場合は下記に記入し、市町村に提出してください。農地維持支払の単価が活動終了年度まで田の単価となります。

地目を田から畑に変更する面積

(2) 資源向上支払（共同）

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	a	円/10a	円
畑	a	円/10a	円
草地	a	円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	a		円

※交付単価は以下①、②への取組状況によって単価が異なりますので、乗じた額を記入してください。

①多面的機能の増進活動に取り組む
②資源向上支払（共同）を5年以上実施、又は資源向上支払（長寿命化）に取り組む

①②に該当 ⇒単価に0.75を乗する
①のみ該当 ⇒単価の修正なし
②のみ該当 ⇒単価に0.625を乗する
①②に該当しない⇒単価に5/6を乗する

(3) 資源向上支払（長寿命化）

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付上限額
田	a	円/10a	円
畑	a	円/10a	円
草地	a	円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	a		円

※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合、かつ直営施工を実施しない場合は、単価に5/6を乗じた額を記入してください。

※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は、左記合計と集落数×200万円のいずれか小さい方が上限となります。

広域活動組織となるための規模 ⇒ 集落数×200万円

2. 組織の広域化・体制強化の計画（計画がない場合、この項目への記入は不要です）

	広域活動組織の設立	特定非営利活動法人化
実施予定年度	令和 年度	令和 年度

※「特定非営利活動法人」とは、営農法人とは別に多面的活動に関与する法人のことです。

以下は市町村担当者と相談の上、記入してください。

集落数 集落
 農業地域類型 都市的地域 平地農業地域 中間農業地域 山間農業地域
 地域振興立法の適用 特定農山村 振興山村 過疎 半島
 離島 沖縄 奄美群島 小笠原諸島
 指定棚田地域の該当状況
 交付金算定の対象としている農振農用地区域外の対象農用地面積
 農地維持支払 a 資源向上支払 (共同) a 資源向上支払 (長寿命化) a

3. 活動の計画

(1) 農地維持支払

★実施する月に○を記入してください。

活動区分	活動項目	毎年度の実施時期											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
点検・ 計画策定	1 点検												
	2 年度活動計画の策定												
研修	3 事務・組織運営等に関する研修、 機械の安全使用に関する研修	○年度（及び○年度）に受講予定（活動期間内に各1回以上受講）											
実践活動	農用地 4 遊休農地発生防止のための保全管理												
	5 畦畔・法面・防風林の草刈り												
	6 鳥獣害防護柵等の保守管理	点検結果に応じて実施時期を決定											
	水路 7 水路の草刈り												
	8 水路の泥上げ												
	9 水路附帯施設の保守管理	点検結果に応じて実施時期を決定											
	農道 10 農道の草刈り												
	11 農道側溝の泥上げ	点検結果に応じて実施時期を決定											
	12 路面の維持	点検結果に応じて実施時期を決定											
	ため池 13 ため池の草刈り												
	14 ため池の泥上げ	点検結果に応じて実施時期を決定											
	15 ため池附帯施設の保守管理	点検結果に応じて実施時期を決定											
共通	16 異常気象時の対応	洪水、台風、地震等の発生後											
地域資源の適切な保全管理のための推進活動													

地域資源の適切な保全管理のための推進活動について、1)～4)を記入してください。

1) 保全管理の目標を①～⑥から選んでください。（複数選択可）

☐ ①中心経営体との役割分担による保全管理
☐ ②集落営農組織を基礎とした地域ぐるみの保全管理
☐ ③地域外の経営体との協力・役割分担による保全管理
☐ ④集落間連携や広域的活動による保全管理
☐ ⑤多様な地域資源管理の担い手による保全管理
☐ ⑥その他

2) 今後、地域で取り組んでいくべき保安全管理の内容を①～⑤から1項目以上選んでください。

☐ ①農地の利用集積に伴う管理作業	☐ ④共同利用施設の保安全管理
☐ ②高齢農家の農用地に係る管理作業	☐ ⑤その他
☐ ③不在村地主等の遊休農地に係る管理作業	

3) 2) で選んだ内容に取り組むため、今後進めていく取組の方向性を①～⑦から1項目以上選んでください。

☐ ①担い手の人材・機材の有効活用、連携強化	☐ ⑤不在村地主との連絡・調整体制の構築
☐ ②入り作等の近隣の担い手との協力	☐ ⑥集落間の連携や広域的な活動
☐ ③地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり	☐ ⑦その他
☐ ④新たな保安全管理の担い手の確保	

4) 2) で選んだ内容に取り組むため、毎年実践する取組を17～23から1項目以上選んでください。

☐ 17. 入り作農家や土地持ち非農家を含む 農業者の検討会の開催	☐ 21. 地域住民等に対する意向調査、地 域住民等との集落内調査
☐ 18. 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査	☐ 22. 有識者等による研修会、検討会の開催
☐ 19. 不在村地主との連絡体制の整備、調整等	☐ 23. その他
☐ 20. 集落外の住民・組織や地域住民との意見交 換・ワークショップ・交流会の開催	

(2) 資源向上支払（共同）

1) 施設の軽微な補修、農村環境保全活動

★実施する月に○を記入してください。

活動区分		活動項目	毎年度の実施時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
施設の 軽微な 補修	機能 診断 ・ 計 画 策 定	24 農用地の機能診断												
		25 水路の機能診断												
		26 農道の機能診断												
		27 ため池の機能診断												
		28 年度活動計画の策定												
	研修	29 機能診断・補修技術等に関する 研修	令和○年度に受講予定（活動期間内に1回以上受講）											
	実 践 活 動	30 農用地の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施時期を決定											
		31 水路の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施時期を決定											
		32 農道の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施時期を決定											
		33 ため池の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施時期を決定											
農村 環境 保 全 活 動	計 画 策 定	34 生物多様性保全計画の策定												
		35 水質保全計画、農地保全計画の策定												
		36 景観形成計画、生活環境保全計画の 策定												
		37 水田貯留機能増進計画、地下水かん 養活動計画の策定												
		38 資源循環計画の策定												

活動区分		活動項目	毎年度の実施時期												
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
農村環境保全活動	実践活動														
	この線より上に行を挿入してください。														
啓発・普及	51 啓発・普及活動														

2) 多面的機能の増進を図る活動 (任意の取組) ★実施する月に○を記入してください。

活動区分	活動項目	毎年度の実施時期												備考	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
多面的機能の増進を図る活動															
この線より上に行を挿入してください。															
60	広報活動														

※増進を図る活動を実施する場合は、活動項目を選択した上で、毎年度実施するとともに、広報活動を毎年度実施してください。

ただし、農業地域類型区分の「中間農業地域」または「山間農業地域」、地域振興立法8法地域においては広報活動は必須ではありません。

56. 農村環境保全活動の幅広い展開 を選択した場合、以下の太枠内も記入してください。

56. を選択した場合に選択⇒ ☐ 農村環境保全活動を1テーマ追加 ☐ 「高度な保全活動の実施」

農村環境保全活動のテーマ

高度な保全活動の活動項目

↑「生態系保全」「水質保全」「景観形成・生活環境保全」、「水田貯留機能増進・地下水かん養」「資源循環」から選択

59. 都道府県、市町村が特に認める活動 を選択した場合、具体的な活動内容を記載してください。

工事1件当たり200万円以上となることが明らかな場合は、様式第1－4号「長寿命化整備計画書」を作成し、添付してください。なお、1つの取組を分けて実施する場合は、それぞれを1件として考えます。
※延べ数量の延長は小数点以下第2位まで記入してください。

☆直営施工の実施方針について

	全て直営施工	一部直営施工	直営施工は実施しない
☆上記以外に農業の多面的機能の維持・発揮に必要な共同活動を実施する場合は、その活動内容を、この活動計画書に記載してください。（別紙でも可。）（実施要領第1の2の（4）又は第2の2の（4）に基づく活動）			

4. 加算措置

加算措置に取り組む場合は以下を記入してください。取り組まない場合、この先3枚は提出不要です。

対象農用地面積は小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

(1) 農地維持支払の小規模集落支援

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	a	円/10a	円
畑	a	円/10a	円
草地	a	円/10a	円
合計	a		円

★小規模集落支援の適用条件

○小規模集落の総農家戸数が10戸以下である

○小規模集落がこれまでに農地・水・環境保全向上対策、農地・水保全管理支払、多面的機能支払の交付対象になっていない

小規模集落数	集落名
集落	

(2) 資源向上支払（共同）の多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

適用条件の確認

多面的機能の増進を図る活動の活動項目数

↓ 活動を継続中の組織のみ記入

項目	本事業計画の取組	前年度又は変更前の取組
遊休農地の有効活用		
農地周りの環境改善活動の強化		
地域住民による直営施工		
防災・減災力の強化		
農村環境保全活動の幅広い展開		
やすらぎ・福祉及び教育機能の活用		
農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化		
都道府県、市町村が特に認める活動		

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	a	円/10a	円
畑	a	円/10a	円
草地	a	円/10a	円
合計	a		円

★多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援の適用条件

○活動を継続する活動組織又は広域活動組織
本事業計画の取組項目数
> 前年度又は変更前の活動項目数

○新規の活動組織又は広域活動組織
本事業計画の活動項目数 2つ以上

※資源向上支払（共同）の交付単価の減額条件に該当する場合は、加算措置の交付単価も同様に減額する。

(3) 資源向上支払（共同）の農村協働力の深化に向けた活動への支援

適用条件の確認

① 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援を受ける

② 農業者以外の割合

・ 組織の構成員

農業者	個人	人	+団体	団体	=	人・団体	
農業者以外	個人	人	+団体	団体	=	人・団体	…①
合計	個人	人	+団体	団体	=	人・団体	…②

・ 農業者以外の割合 % … ①/②

③-1 共同活動に参加する構成員の総人数の8割が参加する実践活動の実施

個人 人 + 団体の構成員のうち、共同活動に参加する人数 人
 = 共同活動に参加する構成員の総人数 人 のうち、8割にあたる 人以上が
 参加する実践活動を毎年度行う。

③-2 あるいは、役員に女性が 人 選任されていて、共同活動に参加する構成員の総人数の6割が
 参加する実践活動を、2種以上、それぞれ別の日に実施

個人 人 + 団体の構成員のうち、共同活動に参加する人数 人
 = 共同活動に参加する構成員の総人数 人 のうち、6割にあたる 人以上が
 参加する実践活動を、2種以上、それぞれ別の日に毎年度行う。

③-1、2いずれの場合も、共同活動に参加する構成員の総人数の内訳がわかる名簿（様式自由）を添付してください。

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	a	円/10a	円
畑	a	円/10a	円
草地	a	円/10a	円
合計	a		円

※資源向上支払（共同）の交付単価の減額条件に該当する場合は、加算措置の交付単価も同様に減額する。

★ 農村協働力の深化に向けた活動への支援の適用条件

○多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援を受けること

○構成員の農業者以外の割合 4割以上

○共同活動に参加する構成員の総人数（※）の8割以上が参加する実践活動を行うこと、あるいは女性役員が2名以上の組織で構成員の総人数の6割以上が参加する実践活動を複数回行うこと

※構成員個人と、団体の構成員のうち共同活動に参加する人数の合計

(4) 組織の広域化・体制強化に対する支援

区分	該当するものに○	交付額
3集落以上 又は50ha以上200ha未満		40,000 円/年・組織
200ha以上1,000ha未満 又は特定非営利活動法人		80,000 円/年・組織
1,000ha以上		160,000 円/年・組織

※北海道にあっては、3集落以上又は1,500ha以上3,000ha未満のとき40,000円/年・組織、3,000ha以上15,000ha未満又は特定非営利活動法人のとき80,000円/年・組織、15,000ha以上のとき160,000円/年・組織に置き換える。

※特定非営利活動法人の加算措置を受ける場合は、特定非営利活動促進法第13条第2項の登記事項証明書の写しを提出してください。

(5) 水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援

適用条件の確認

- ①資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積のうち5割以上において、雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動を行っていること。
- ②広域活動組織にあっては、本活動を実施する集落ごとに、資源向上支払（共同）の交付を受ける水田面積のうち5割以上において、雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動を行っていること。
（実施しない集落の面積は対象農用地面積より除くこと。）

a 実施期間

開始年度		最終年度	
	年度		年度

b 実施計画

年度		年次計画・実施体制等
	年度	
	年度	
	年度	
	年度	
	年度	

c 最終年度における実施面積及び加算額

地目	全対象農用地面積	うち、実施面積	交付単価	年当たりの加算額	実施面積の割合
田			400 円/10a	円	0%

（参考）広域活動組織における集落ごとの実施面積と割合

集落名	対象農用地面積		実施面積の割合	備考
		うち、実施面積		
			0%	
			0%	
			0%	
			0%	

d 活動実施区域位置図

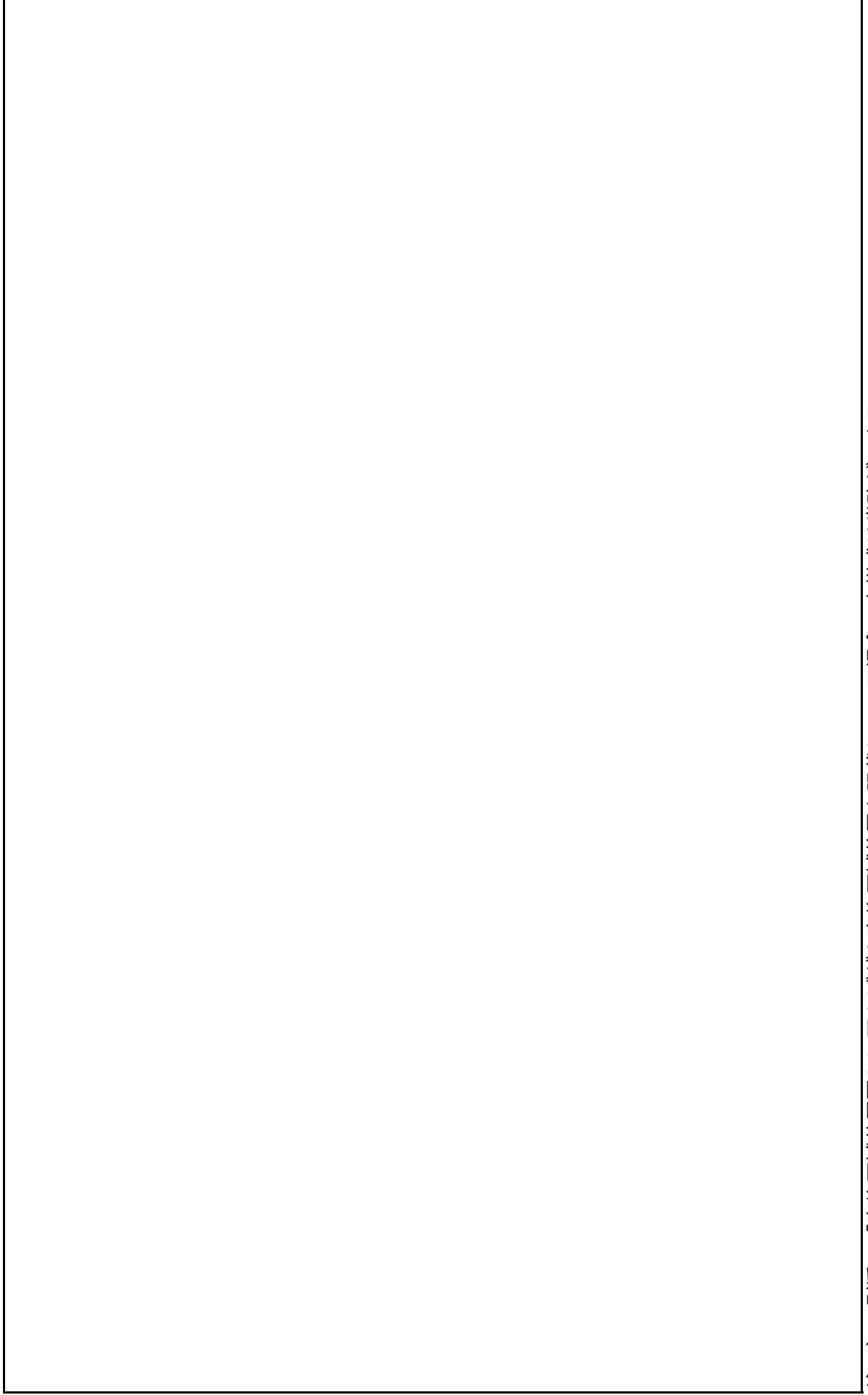
別添3「田んぼダム実施区域位置図」のとおり

※なお、別添1「実施区域位置図」に田んぼダム実施区域位置を記載している場合、別添3は省略できる。

(別添 3)

田んぼダム実施区域位置図

活動組織名称：



注 1) 別添 1「実施区域位置図」に田んぼダム実施区域位置を記載している場合、本様式は省略ができる。

組織名： _____

長寿命化整備計画書

＜留意事項＞

活動計画書の資源向上支払（長寿命化）において、工事 1 件あたり 200 万円以上となることが明らか活動について、下記に記載してください。

なお、1 つの活動を分けて実施する場合は、それぞれを 1 件として考え、1 件ずつ記載してください。

また、概算事業費の根拠となる資料（積算根拠や見積書）を整理してください。

(1) 施設の機能診断結果及び長寿命化対策の計画等

番号	施設名	設置 年度	改修 年度	施設の概要	機能診断結果 (劣化状況等)	長寿命化対策の内容	数量	実施年度	工事 1 件あたり の概算事業費	備考
1										
2										
3										
4										
5										

※ 改修年度欄には、施設の改修又は災害復旧等によって更新が行われた最近の年度を記入してください。

※ 延長は小数点以下第 2 位まで、概算事業費は 10 万円単位で記入してください。

(2) 施設の位置図

対象施設の位置図を添付し、長寿命化対策を行う施設について、活動内容、数量等を記載すること。

(様式第 1－5 号)

工事に関する確認書

多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年 4 月 1 日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙 2 の第 5 の 5 の（1）のエに基づき、〇〇活動組織（以下「活動組織」という。）と〇〇土地改良区（以下「土地改良区」という。）は、〇〇に存する水路、農道等の地域資源の質的向上を図る共同活動並びに施設の長寿命化のための活動が円滑に実施できるよう、下記のとおり工事に関して確認する。

記

（活動の対象となる施設及び内容）

第 1 条 活動組織が行う多面的機能支払交付金に係る活動の対象となる施設及び活動期間は、別添「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のⅠに定めるとおりとする。

2 活動組織が資源向上支払交付金により行う活動は、別添「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のⅡに定めるとおりとする。

（工事の施行に関する条件）

第 2 条 活動組織は、工事の施行に当たって、常に災害等の防止に努めるものとし、当該工事が原因で、第三者に損害を与え、若しくは与えるおそれのあるときは、活動組織の負担において必要な措置を講ずるものとする。

2 土地改良区が管理する施設に関し、活動組織が実施する工事によって生じた工作物等は、土地改良区に無償で譲渡するものとする。その際には、あらかじめ土地改良区と協議し、工作物等の譲渡に必要な工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類の作成、譲渡の時期及びその他必要となる手続について、土地改良区の指示を受けるものとする。

3 活動組織は、土地改良区が管理する施設に関し、工事に当たって詳細な工事内容について土地改良区に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、土地改良区に協議し、その指示を受けるとともに、工事が完了したときは、土地改良区にその旨を報告し、土地改良区は書類確認を行うとともに、必要に応じて現地確認を行うものとする。

（その他）

第 3 条 この確認書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には、土地改良区と活動組織が協議をして定めるものとする。

上記確認書の締結を証するため、土地改良区と活動組織は、本書 2 通を作成し記名の上、それぞれ 1 通を保有するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇活動組織

住 所

代 表 〇〇〇〇

〇〇土地改良区

住 所

理事長 〇〇〇〇

- ★「分類」欄は、分類番号（1～8）から選択してください。
- ★「区分」欄には、農地維持・資源向上（共同）に係る収支は「1」を、資源向上（長寿命化）に係る収支は「2」を必ず入力してください。
区別ができない収支は「1」を記入してください。
- ★農地維持・資源向上（共同）の交付金を活用して資源向上（長寿命化）の活動を行った際の費用は、区分を「1」にし、「長寿命化への活用」欄に○を記入してください。
- ★交付金交付前に活動資金を構成員が一時的に立て替えて会計口座へ繰り入れた場合は、収入欄にその立替額を記入してください。
また、返済の際は返済額をマイナスの収入として収入欄に記入し、一時的な立替額が収入/支出の合計に計上されないようにしてください。

[illegible]

日付	分類	内 容	区分	収入 (円)	支出 (円)	残高 (円)	領収書 番号	活動 実施日	備考	長寿命化 への活用
合 計										

※領収書は、通し番号を記入した上で、必ず保管しておいてください。（領収書の保管の方法は袋等にも構いません。）

【集計】 1 農地維持・資源向上（共同） (円) 2 資源向上（長寿命化） (円)

項目	金額	
	収入	支出
1.前年度持越		
2.交付金		
3.利子等		
4.日当		
5.購入・リース費		
6.外注費		
7.その他支出		
8.返還		
次年度への持越（残高）		
合 計		

※「分類」には、下表を参考に該当する費目の番号を記入します。（他組織との交付金のやりとりがある場合は、その旨を備考欄に記載）

番号	費目	内 容 (例)
1	前年度持越	前年度からの持越金
2	交付金	農地維持支払交付金、資源向上支払交付金（共同）、資源向上支払交付金（長寿命化）、他の活動組織からの融通額・返還額
3	利子等	利子等、構成員による活動資金の立替金
4	日当	活動参加者に対して支払った日当
5	購入・リース費	資材（砕石、砂利、セメントなど）の購入費、活動に必要な機械（草刈り機など）の購入費、パソコンなどのリース費、車両、機械等の借り上げ費、花の種、苗代など
6	外注費	補修・更新等の工事等（調査、設計、測量、試験等を含む）に係る建設業者等への外注費、事務の外注費など
7	その他支出	技術指導等のために外部から招く専門家等への謝金、活動に係る旅費、保険料、文具代及び光熱費の費用、アルバイト等への賃金、草刈り機や車の燃料代、役員報酬、お茶代など
8	返還	返還金、他の活動組織への融通額・返還額

(様式第1－8号)

○年○月○日

市町村 長 殿

組織名称

代表者氏名

令和○年度 多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書

多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙1の第5の7及び別紙2の第5の8に基づき、多面的機能支払交付金の実施状況について、別添のとおり報告します。

多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書

組織名称

<令和○年度 収支実績 ○年○月○日現在>

収入の部	項 目	金額	備 考
	1. 前年度からの持越金 (農地維持・資源向上(共同))		
	2. 前年度からの持越金 (資源向上(長寿命化))		
	3. 農地維持・資源向上(共同) 交付金		
	4. 資源向上(長寿命化) 交付金		
	5. 利子等		
	合 計		

支出の部	項 目	金額	備 考
	1. 支出総額 (農地維持・資源向上(共同))		
	日当		
	購入・リース費		
	外注費		
	その他		
	2. 支出総額(資源向上(長寿命化))		
	日当		
	購入・リース費		
	外注費		
	その他		
	3. 返還		
	4. 次年度への持越金 (農地維持・資源向上(共同))		(持越金の使用予定(使用時期、 使用内容)等を記入)
	5. 次年度への持越金 (資源向上(長寿命化))		(持越金の使用予定(使用時期、 使用内容)等を記入)
	合 計		

1. 総会又は運営委員会の実施時期

下記のとおり、総会又は運営委員会を開催し構成員の了解を得ています。

開催日	○年○月○日
-----	--------

2. 組織の広域化・体制強化の状況

下記にあてはまる場合は○を記入してください。

広域活動組織	特定非営利活動法人

3. 多面的機能支払交付金に係る事業の成果

「計画」欄：活動計画書において計画した活動に「○」、計画外の活動項目に「－」を記入する。

「実施」欄：活動要件を満たした活動項目に「○」、要件を満たせなかった場合や実施しなかった場合に「×」を記入する。対象外の活動項目には「－」を記入する。

「備考」欄：「実施」欄に「○」を記入した場合は具体的な活動内容や研修実施日等を記入する。

「実施」欄に「×」を記入した場合は要件を満たせなかった理由や実施しなかった理由を記入する。

(1) 農地維持支払

農地維持支払交付金の交付を受けずに活動を実施した場合も記入してください。

活動区分		活動項目	計画	実施	備考	
地域資源の基礎的な保全活動	点検・計画策定	1 点検				
		2 年度活動計画の策定			実施日	
	研修	3 事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修			実施日	
	実践活動	4 遊休農地発生防止のための保全管理			遊休農地解消面積	a
		5 畦畔・法面・防風林の草刈り				
		6 鳥獣害防護柵等の保守管理				
		7 水路の草刈り				
		8 水路の泥上げ				
		9 水路附帯施設の保守管理				
		10 農道の草刈り				
		11 農道側溝の泥上げ				
		12 路面の維持				
		13 ため池の草刈り				
		14 ため池の泥上げ				
		15 ため池附帯施設の保守管理				
	共通	16 異常気象時の対応				

活動区分	活動項目		計画	実施	実施日		備考
管 地 理 域 の 資 源 た め の 適 切 な 推 進 活 動 全	17	農業者の検討会の開催					
	18	農業者に対する意向調査、現地調査					
	19	不在村地主との連絡体制の整備等					
	20	集落外住民や地域住民との意見交換等					
	21	地域住民等に対する意向調査等					
	22	有識者等による研修会、検討会の開催					
	23	その他					

(2) 資源向上支払（共同）

資源向上支払交付金（共同）の交付を受けずに活動を実施した場合も記入してください。

活動区分		活動項目	計画	実施	実施日		備考
施 設 の 軽 微 な 補 修	計 画 策 定	24 農用地の機能診断					
		25 水路の機能診断					
		26 農道の機能診断					
		27 ため池の機能診断					
		28 年度活動計画の策定					
	研 修	29 機能診断・補修技術等に関する研修					
	実 践 活 動	30 農用地の軽微な補修等					
		31 水路の軽微な補修等					
		32 農道の軽微な補修等					
		33 ため池の軽微な補修等					
農	計 画 策 定	34 生物多様性保全計画の策定					
		35 水質保全計画、農地保全計画の策定					
		36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定					
		37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定					
		38 資源循環計画の策定					

村 環 境 保 全 活 動	実 践 活 動				
	「活動計画書」と同じ行数になるよう、この線より上に行を挿入してください。				
	啓発・普及	51 啓発・普及活動			

活動区分	活動項目	計画	実施	備考
多 面 的 機 能 の 増 進 を 図 る 活 動	52 遊休農地の有効活用			
	53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化			
	54 地域住民による直営施工			
	55 防災・減災力の強化			
	56 農村環境保全活動の幅広い展開			
	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用			
	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化			
	59 都道府県、市町村が特に認める活動			
	60 広報活動			

※以下は加算措置に取り組む場合のみ記入してください。

加算措置	計画	実施	備考（参加人数及び内容等を記入）	
農村協働力の深化に向けた活動への支援			実施日	

加算措置	計画	実施	実施面積（右記の内数）	全対象水田面積
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援			a	a

(3) 資源向上支払（長寿命化）

計画				実績					
施設区分	活動項目	内容	延べ数量 (km,箇所)	完成数量 (km,箇所)			調査・ 設計等 のみ		
				前年度まで		本年度		合計	
「活動計画書」と同じ行数になるよう、この線より上に行を挿入してください。									

※延長の数量は小数点以下第2位まで記入してください。

下記にあてはまる場合は○を記入してください。

農地中間管理機構の借り受け

消費税に係る課税事業者の該当の有無

別紙

持越金の使用予定表

農地維持・資源向上（共同）

次年度への持越金が当該年度交付金の３割を超え、かつ、１００万円以上である場合に作成。
算定根拠について、市町村担当者から提出を求められた場合には添付すること。

使用時期	使用内容	使用予定金額		算定根拠
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
計			円	

市町村担当者における妥当性の確認欄

確認結果	担当者記名
上記の内容について、妥当であると認める。	

持越金の使用予定表

資源向上（長寿命化）

次年度への持越金が当該年度交付金の３割を超え、かつ、１００万円以上である場合に作成。
算定根拠について、市町村担当者から提出を求められた場合には添付すること。

使用時期	使用内容	使用予定金額		算定根拠
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
計			円	

市町村担当者における妥当性の確認欄

確認結果	担当者記名
上記の内容について、妥当であると認める。	

〇〇〇〇市町村長 殿

	報告年月日	年 月 日
名 称		
代表者名		

〇〇 年度
多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書
環境保全型農業直接支払交付金に係る営農活動実績報告書
の提出(報告)について

多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙1の第5の7及び別紙2の第5の8及び環境保全型農業直接支払交付金実施要領(平成23年4月1日付け22生産第10954号生産局長通知)第13の1の規定に基づき、下記関係書類を添えて提出(報告)する。

記

- 1 〇〇年度 多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書
- 2 〇〇年度 環境保全型農業支払交付金に係る営農活動実績報告書

環境保全型農業直接支払交付金の営農活動実績について以下のとおり報告します。

☐ 実施状況報告書を見込みで報告しましたが、内容に変更がないため別紙を省略し生産記録等のみを提出します。

☐ 実施状況報告書から変更があったので別紙のとおりに報告します。

(注1)該当する項目の□に■を入れる。

(注2)実施状況報告書から変更があった場合は変更があった箇所のみを報告することも可。

注 1：処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 注 2：処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 注 3：備考欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
 注 4：この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。
 注 5：複数年にわたって施工する施設については、完成した年度で記載とする。
 注 6：「名称」は「水路」や「農道」等、対象施設の名称を記入すること。

番 号
年 月 日

〔 〇〇都道府県知事 〕

〔 地方農政局長(北海道にあって
は農村振興局長、沖縄県にあつ
ては内閣府沖縄総合事務局長) 〕 殿

〔 〇〇市町村長 〕

〔 〇〇都道府県知事 〕

多面的機能支払交付金(農地維持支払交付金)(資源向上支払交付金)に係る事業計画書の提出期限の延長届出書

多面的機能支払交付金実施要領(平成26年4月1日付25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知)の第1の5の(1)(第2の6の(1))に基づき、下記のとおり、平成〇〇年度における事業計画書の提出期限の延長を届け出る。

記

1. 事業計画書の提出期限を延長する地域の範囲

2. 延長が必要な理由

〈施行注意〉

1. 市町村長は、事業計画書の提出期限を延長する場合には本様式にて都道府県知事へ届け出るものとする。
2. 都道府県は、市町村から届け出があった場合には、本様式により各地方農政局管内の都道府県にあっては各地方農政局長、北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長へ報告するものとする
3. 資源向上支払交付金の事業計画書の提出期限延長を行う場合には、標題の(農地維持支払交付金)を(資源向上支払交付金)に、「第1の5の(1)」を「第2の6の(1)」に置き換えるものとする。
4. 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金のいずれも事業計画書の提出期限延長を行う場合には、標題の(農地維持支払交付金)を(農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金)に、「第1の5の(1)」を「第1の5の(1)及び第2の6の(1)」に置き換えるものとする。

(様式第 2 - 2 号)

番 号
年 月 日

活動組織の名称
代表者の氏名 殿

市町村長

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定について

◇年◇月◇日付け「多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について」をもって申請のあったこのことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）第 7 条第 5 項の規定に基づき認定する。

< 施行注意 >

- 1 1号事業を実施する場合において、市町村が管理する施設の工事に関する条件がある場合には、その内容を明示した上で認定を行うこと。
- 2 実施要領第 1 の 6 の（3）又は第 2 の 6 の（5）に定める事業計画の変更認定の通知を行う場合には、件名の「多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定について」を「多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更認定について」とし、本文中の「◇年◇月◇日付け「多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について」をもって」を「◇年◇月◇日付け「多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更認定の申請について」をもって」とし、「第 7 条第 5 項」を「第 8 条第 4 項において準用する同法第 7 条第 5 項」とする。

(別紙)

〇〇市町村が管理する施設の工事に関する条件

1. 町が管理する施設に関し、〇〇〇〇〇（以下「対象組織」という。）が実施する工事によって生じた工作物等は、所要の手続を経て、町に無償で譲渡するものとする。
また、譲渡の際は、工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類（例：設計書、平面図、構造図等）を提出するものとする。
2. 対象組織は、町が管理する施設に関し、工事に当たって詳細な工事内容について町に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、町にその旨を報告し、町は書類確認を行うとともに、必要に応じて現地確認を行うものとする。
3. 必要に応じて記述

番 号
年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

〇〇市町村長

〇〇 年度 多面的機能支払交付金に係る実施状況確認報告書

対象組織の事業計画に定められている活動の実施状況について確認を行ったので、多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)の別紙1の第8の2の(2)及び別紙2の第8の2の(2)に基づき、下記関係書類を添えて報告する。

記

1. 実施状況確認表(別紙)

(注) 確認表とともに、対象組織が提出した実施状況報告書、市町村長が作成した実施状況確認チェックシートを提出すること。

(別紙)

実施状況確認表

○年度

[illegible][illegible]

対象農用地面積(a)				収入の部(円)															
資源向上支払(長寿命化)				構造変化に対応した 保全管理の目標				指定棚田地域				農業地域類型				地域振興立法8法地域			
田 (a)	畑 (a)	草地 (a)	計 (a)	うち農振農用地区域外 面積(a)	中心経営体型	集落ぐるみ型	地域外経営体連携型	集落間・広域連携型	多様な参画・連携型	その他	(農地維持支払・資源向上支払 (共同))	(前年度からの持越金 (資源向上支払(長寿命化))	農地維持支払交付金	資源向上支払交付金(共同)	資源向上支払交付金(長寿命化)	利子等			

(様式第2－4号)

番 号
年 月 日

〔 地方農政局長(北海道にあつては
農村振興局長、沖縄県にあつて
は内閣府沖縄総合事務局長) 〕 殿

〇〇都道府県知事

〇〇 年度 多面的機能支払交付金に係る実施状況取りまとめ報告書

多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙1の第8の2の(3)及び別紙2の第8の2の(3)に基づき、対象組織の実施状況を取りまとめたので、下記関係資料を添えて提出する。

記

1. 対象組織実施状況整理表(別紙)

(別紙)

实施状况

〇年度

[illegible][illegible]

〇〇年〇月〇日

〇〇広域協定

運営委員会会長 氏 名 殿

〇〇市町村長

広域協定の認定書(例)

多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産省事務次官依命通知）別紙5の第4の4に基づき、〇〇広域協定を認定したので通知する。

※（なお、〇〇町（以下「町」という。）が管理する施設の工事の施工に関する条件は、下記のとおりとする。）

記

1. 町が管理する施設に関し、〇〇〇〇〇（以下「広域活動組織」という。）が実施する工事によって生じた工作物等は、所要の手続を経て、町に無償で譲渡するものとする。また、譲渡の際は、工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類（例：設計書、平面図、構造図等）を提出するものとする。
2. 広域活動組織は、町が管理する施設に関し、工事に当たって詳細な工事内容について町に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、町にその旨を報告し、町は書類確認を行うとともに、必要に応じて現地確認を行うものとする。
3. 必要に応じて記述

<施行注意>

※（ ）の部分は、市町村が管理する施設の工事の施工に関する条件等について、必要に応じて記載する。

多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)

1. 取組の推進に関する基本的考え方

2. 農地維持支払交付金に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア. 地域資源の基礎的保全活動

イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア. 地域資源の基礎的保全活動

区 分	
活動区分	
対象施設等	
活動項目	
活動内容	
活動要件	

(注) 区分には、「活動項目の追加」、「活動内容の追加」又は「活動要件の設定」のうち該当するものを記載すること。なお、「活動内容の追加」、「活動要件の設定」については、追加箇所等の下線を記載する。また、活動項目については、活動項目名に活動項目番号を100番から順に付け加えること。

イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

区 分	
活動区分	
活動項目	
活動内容	
活動要件	

(注) 区分には、「活動項目の追加」、「活動内容の追加」又は「活動要件の設定」のうち該当するものを記載すること。なお、「活動内容の追加」、「活動要件の設定」については、追加箇所等の下線を記載する。また、活動項目については、活動項目名に活動項目番号を100番（前項までに100番以降を付けた場合は次の番号）から順に付け加えること。

④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙1）

〇〇県の農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 交付単価

① 基本的考え方

② 農地維持支払交付金の交付単価

適用	地目	農地維持支払交付金の 10 アール当たりの交付 単価	左記のうち国の助成
	田	円	円
	畑	円	円
	草地	円	円

(3) 交付金の算定の対象とする農用地

(4) その他必要な事項

3. 資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア. 施設の軽微な補修

イ. 農村環境保全活動

ウ. 多面的機能の増進を図る活動

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア. 施設の軽微な補修

区 分	
活動区分	
対象施設等	
活動項目	
活動内容	
活動要件	

(注) 区分には、「活動項目の追加」、「活動内容の追加」又は「活動要件の設定」のうち該当するものを記載すること。なお、「活動内容の追加」、「活動要件の設定」については、追加箇所等に下線を記載する。また、活動項目については、活動項目名に活動項目番号を100番（前項までに100番以降を付けた場合は次の番号）から順に付け加えること。

イ. 農村環境保全活動

区 分	
活動区分	
テーマ	
活動項目	
活動内容	
活動要件	

(注) 区分には、「テーマの追加」、「テーマの削除」、「活動項目の追加」、「活動項目の削除」、「活動内容の変更（追加又は削除等）」又は「活動要件の設定」のうち該当するものを記載すること。なお、「活動内容の追加」、「活動要件の設定」等については、追加箇所等に下線を記載する。ま

た、活動項目については、活動項目名に活動項目番号を 100 番（前項までに 100 番以降を付けた場合は次の番号）から順に付け加えること。

ウ．多面的機能の増進を図る活動

区 分	
活動区分	
活動項目	
活動内容	
活動要件	

（注）区分には、「活動項目の追加」、「活動内容の追加」又は「活動要件の設定」のうち該当するものを記載すること。なお、「活動内容の追加」、「活動要件の設定」については、追加箇所等に下線を記載する。また、活動項目については、活動項目名に活動項目番号を 100 番（前項までに 100 番以降を付けた場合は次の番号）から順に付け加えること。

④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙 2）

〇〇県の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙 2 のとおりとする。

⑤水田貯留機能強化計画書の策定について

（２） 交付単価

① 基本的考え方

②資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価

適用	地目	資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の 10 アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
	田	円	円
	畑	円	円
	草地	円	円
	田	円	円
	畑	円	円
	草地	円	円

（３） 交付金の算定の対象とする農用地

（４） その他必要な事項

４． 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に関する事項

（１） 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア．工事 1 件あたり 2 百万円以上の活動を実施する要件

a 対象施設・対象活動

b 内容について都道府県知事と協議を求める場合の要件

c 都道府県又は推進組織が行う技術的指導の内容

d その他必要な事項

③ 地域の状況に応じて追加する農地に係る施設や対象活動

区 分	
活動区分	
施設区分	
活動項目	
活動内容	
活動要件	

(注) 区分には、「活動項目の追加」、「活動内容の追加」又は「活動要件の設定」のうち該当するものを記載すること。なお、「活動内容の追加」、「活動要件の設定」については、追加箇所等に下線を記載する。また、活動項目については、活動項目名に活動項目番号を 100 番（前項までに 100 番以降を付けた場合は次の番号）から順に付け加えること。

④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙 3）

〇〇県の資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙 3 のとおりとする。

（２）交付金の算定の対象とする農用地

（３）その他必要な事項

5. 広域協定の規模

〇〇県内においては、〇〇〇〇の要件を満たす場合、広域協定の対象とする区域が〇〇ha 以上（又は協定に参加する集落が〇〇集落以上）の規模を有していれば、広域活動組織を設立することができる。

6. 地域の推進体制

（１）基本的な考え方

（２）関係団体の役割分担

（３）その他必要な事項

【参考添付資料】

（参考 1）関係団体の役割分担表

（参考 2）実施体制図

※（必要に応じて）変更前の多面的機能支払の実施に関する基本方針等

<参考1>

関係団体の役割分担表

事業内容	実施主体			備考
	〇〇県	関係市町村	推進組織	
多面的機能支払交付金				
日本型直接支払推進交付金（うち多面的機能支払交付金に係る推進事業）				
1. 法基本方針の策定				
2. 促進計画の策定				
3. 第三者機関の設置、運営				
4. 要綱基本方針の策定				
5. (1) 事業計画の指導、審査				
(2) 事業計画の認定				
(3) 長寿命化整備計画の協議				
6. (1) 広域協定の指導、審査				
(2) 広域協定の認定				
7. (1) 実施状況確認				
(2) 実施状況報告				
8. 推進・指導				
(1) 活動組織等への説明会				
(2) 活動に関する指導、助言				
(3) 推進に関する手引きの作成				
(4) 活動組織を支援する組織への支援				
9. (1) 交付申請書等の審査				
(2) 通知・交付				
10. その他推進事業の実施に必要な事項				

(注)「その他推進事業の実施に必要な事項」には具体的な内容を記載する。

<参考2>

実施体制図

※本交付金の実施体制図を記載すること。なお、体制図には本交付金の流れ（地方分も含む）、及び対象組織からの申請書類等の提出先を明記すること。

(別紙1)

〇〇県 地域活動指針及び同指針に基づく要件
(農地維持活動)

第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件

地域活動指針			活動要件
活動区分		活動項目	

第2 活動の説明

(別紙2)

〇〇県 地域活動指針及び同指針に基づく要件
(資源向上活動(地域資源の質的向上を図る共同活動))

第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件

1 施設の軽微な補修

活動区分		活動項目	活動要件

2 農村環境保全活動

活動区分		活動項目	活動要件

3 多面的機能の増進を図る活動

活動区分		活動項目	活動要件

第2 活動の説明

1 施設の軽微な補修

2 農村環境保全活動

3 多面的機能の増進を図る活動

(別紙3)

〇〇県 地域活動指針及び同指針に基づく要件
(資源向上活動 (施設の長寿命化のための活動))

第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件

活動区分		活動項目	活動要件

第2 活動の説明

番 年 月 日 号

〔 地方農政局長(北海道にあつては農林
水産省農村振興局長、沖縄県にあつて
は内閣府沖縄総合事務局長) 〕 殿

〇〇都道府県知事

多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針) の同意申請書

多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙3の第1の3の規定に基づき、多面的機能支払の実施に関する基本方針を策定(変更)したので、下記関係書類を添えて申請する。

記

1. 多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)

- (別紙1) 地域活動指針及び同指針に基づく要件(農地維持活動)
- (別紙2) 地域活動指針及び同指針に基づく要件(資源向上活動(地域資源の質的向上を図る共同活動))
- (別紙3) 地域活動指針及び同指針に基づく要件(資源向上活動(施設の長寿命化のための活動))

(2. 多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針) 新旧対照表(別紙))

〈施行注意〉

1. 基本方針を変更しようとする場合は、「策定」を「変更」に置き換え、「多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針) 新旧対照表(別紙)」を添付するものとする。

(別紙)

多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針) 新旧対照表

変更前	変更後

別添資料

- 1. 多面的機能支払の実施に関する基本方針 (変更後)
(別紙 1) 地域活動指針及び同指針に基づく要件 (農地維持活動) (変更後)
(別紙 2) 地域活動指針及び同指針に基づく要件 (資源向上活動 (地域資源の質的向上を図る共同活動)) (変更後)
(別紙 3) 地域活動指針及び同指針に基づく要件 (資源向上活動 (施設の長寿命化のための活動)) (変更後)

番 号
年 月 日

地方農政局長(北海道にあつては農林
水産省農村振興局長、沖縄県にあつて
は内閣府沖縄総合事務局長)

殿

〇〇都道府県知事

〇〇 年度 多面的機能支払交付金事業実施計画書
(実績報告書)の提出について

多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官
依命通知)別紙3の第2の1(別紙1の第8の1の(2)及び別紙2の第8の1の(2))の規定に基づ
き、下記関係書類を添えて提出(報告)する。

記

1. 令和〇〇年度多面的機能支払交付金 事業実施計画書(実績報告書)(別紙1)
2. 令和〇〇年度多面的機能支払交付金 市町村への交付金交付計画書(実績報告書)(別紙2)
3. 令和〇〇年度多面的機能支払交付金 返還等実施計画表及び返還等実績報告表(別紙3)

〈施行注意〉

1. 実績報告の際は、「実施計画書」を「実績報告書」、「別紙3の第2の1」を「別紙1の第8の1の(2)及び別紙2の第8の1の(2)」、「提出」を「報告」に置き換え、「市町村への交付金交付計画書」を「市町村への交付金交付実績報告書」とし、「実績報告書(別紙1)」及び「市町村への交付金交付実績報告書(別紙2)」を添付するものとする。
2. 事業実施計画書の変更に伴う提出の場合は、「事業実施計画書」を「事業実施計画書(変更)」、「別紙3の第2の1」を「別紙3の第2の2」、「市町村への交付金交付計画書」を「市町村への交付金交付計画書(変更)」に置き換え、「事業実施計画書(変更)(別紙1)」及び「市町村への交付金交付計画書(変更)(別紙2)」を添えて提出するものとする。
3. 実施要領第2の18の(2)の力に該当する都道府県は、事業実施計画書に(別紙3)を添えて提出するものとする。

(別紙1)

〇〇 年度 多面的機能支払交付金事業実施計画書(実績報告書)

1. 事業の目的

2. 事業計画(実績)及びその内容

(1) 農地維持支払交付金

ア. 基本単価

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
田 ①		a	円	円	
基本単価	(円/10a)	a	円	円	
畑 ②		a	円	円	
基本単価	(円/10a)	a	円	円	
草地 ③		a	円	円	
基本単価	(円/10a)	a	円	円	
計 ①+②+③		a	円	円	

(注) 区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

イ. 加算単価 (加算措置の適用がある場合のみ、記載する)

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
田 ①		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
加算上限を適用する		a			
畑 ②		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
加算上限を適用する		a			
草地 ③		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
加算上限を適用する		a			
1集落あたり加算上限を適用する集落④	(円/集落)	集落	円	円	
1組織あたり加算上限を適用する組織⑤	(円/組織)	組織	円	円	
面積計 ①+②+③ 交付額計①+②+③+④+⑤		a	円	円	

(注1) 区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

(注2) 1集落あたり加算上限と1組織あたり加算上限が重複する場合は、1組織あたり加算上限を適用する組織欄に記載すること。

加算措置の 対象組織数
組織

(2)資源向上支払交付金

ア. 地域資源の質的向上を図る共同活動

(ア) 基本単価

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
田 ①		a	円	円	
基本単価	(円/10a)	a	円	円	
基本単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
継続地区の交付単価	(円/10a)	a	円	円	
継続地区の交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
畑 ②		a	円	円	
基本単価	(円/10a)	a	円	円	
基本単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
継続地区の交付単価	(円/10a)	a	円	円	
継続地区の交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
草地 ③		a	円	円	
基本単価	(円/10a)	a	円	円	
基本単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
継続地区の交付単価	(円/10a)	a	円	円	
継続地区の交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
計 ①+②+③		a	円	円	

(注)区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

(イ) 加算単価(加算措置の適用がある場合のみ、記載する)

a. 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
田 ①		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
畑 ②		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
草地 ③		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
計 ①+②+③		a	円	円	

(注)区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

加算措置の 対象組織数
組織

b.農村協働力の深化に向けた活動への支援

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
田 ①		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
畑 ②		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
草地 ③		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
計 ①+②+③		a	円	円	

(注)区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

加算措置の 対象組織数
組織

c.水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)を推進する活動への支援

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
田		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
計		a	円	円	

(注)区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

加算措置の 対象組織数
組織

イ. 施設の長寿命化のための活動

区分	交付単価	対象農用地面積	交付上限額(事業費)	交付上限額(国費)	備考
田 ①		a	円	円	
交付単価	(円/10a)	a	円	円	
交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
1集落200万円		a			
畑 ②		a	円	円	
交付単価	(円/10a)	a	円	円	
交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
1集落200万円		a			
草地 ③		a	円	円	
交付単価	(円/10a)	a	円	円	
交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
1集落200万円		a			
保全管理する区域内に 存在する集落数 ④	(円/集落)	集落	円	円	
計 ①+②+③+④		a	円	円	
交付額			交付額(事業費) 円	交付額(国費) 円	

(注1)区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

(注2)1集落200万円の対象農用地面積には、1集落200万円の上限額が適用される対象組織の対象農用地面積を記載すること。

ウ. 組織の広域化・体制強化

区分	交付単価	対象組織数	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
3集落以上または 50ha以上200ha未満	40,000 (円/組織)	組織	円	円	
200ha以上1,000ha未満 または特定非営利活動法人	80,000 (円/組織)	組織	円	円	
1,000ha以上	160,000 (円/組織)	組織	円	円	

(注) 北海道にあつては、3集落以上または1,500ha以上3,000ha未満のとき40,000円/組織、3,000ha以上15,000ha未満のとき80,000円/組織、15,000ha以上のとき160,000円/組織に置き換えること。

3. 経費の配分

区 分	交付金に係る事業に要する経費(交付金に係る事業に要した経費)	負担区分			備考
		国 費	都道府県費	市町村費	
農地維持支払交付金	円	円	円	円	
資源向上支払交付金	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

(注) 備考欄には、消費税仕入控除額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合は「含税額」をそれぞれ記入すること。

4. 事業の完了(予定)年月日

令和〇〇年〇月〇日

5. 収支予算(収支精算)

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減額		備 考
			増	減	
国庫負担金	円	円	円	円	
農地維持支払交付金	円	円	円	円	
資源向上支払交付金	円	円	円	円	
都道府県費	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減額		備 考
			増	減	
農地維持支払交付金	円	円	円	円	
資源向上支払交付金	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

< 施行注意 >

実績報告の際には、「2. 事業計画及びその内容」及び「3. 経費の配分」は変更となった部分について、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を()書で上段に記載するとともに、「交付金に係る事業に要する経費」を「交付金に係る事業に要した経費」、「5. 収支予算」を「5. 収支精算」、「本年度予算額」を「本年度精算額」、「前年度予算額」を「本年度予算額」に置き換えるものとする。

多面的機能支払交付金交付要綱別紙様式第5号の添付資料として提出する場合は、「3. 経費の配分」の国費額及び「5. 収支予算(収支精算)」の国庫負担金の本年度予算額の記入を省略することも可能とする。

市町村への交付金交付計画書(実績報告書)

＜施行注意＞
実績報告の際には、「交付上限額」を「交付額」に置き換えるものとする。

(別紙3)
1. 返還等実施計画表
○年度

(単位:円)

都道府県名	市町村名	対象組織名	返還等 交付金区分	返還等必要総額	返還等開始年度	返還等完了予定年度	前年度までの返還額	前年度までの相殺額	本年度の返還予定額	本年度の相殺予定額	返還等必要以降の 残余の額	市町村立替の有無	備考
合計													

(注1) 上段に事業費、下段に国費を記載すること。
 (注2) 返還等を完了した組織については、記載しないこと。
 (注3) 備考欄には、翌年度以降の返還等必要残額がある場合は返還等の年度割を、対象組織の名称に変更があった場合は変更前の名称を、対象組織が解散している場合は解散年月日を記載すること。

2. 返還等実績報告表

(単位:円)

都道府県名	市町村名	対象組織名	返還等金区分	返還等必要総額	返還等開始年度	返還等完了予定年度	前年度までの返還額	前年度までの相殺額	本年度の返還額	本年度の相殺額	返還年度以降の必要残額	市町村立替の有無	備考
合計													

(注1) 上段に事業費、下段に国費を記載すること。
(注2) 本年度に全ての返還等を完了した組織については、「返還等完了予定年度」は「返還等完了年度」と読み替えるものとする。
(注3) 備考欄には、対象組織の名称に変更があった場合は変更前の名称を、対象組織が解散している場合は解散年月日を記載すること。
(注4) 本年度の返還については、返還の事実を証明できる資料を添付すること。ただし、市町村が立替を行う場合にあっては、この限りではない。

番 号
年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

〇〇市町村長

〇〇 年度 多面的機能支払交付金事業実施計画書

(実績報告書)の提出について

多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙3の第2の3(別紙1の第8の1の(1)及び別紙2の第8の1の(1))の規定に基づき、下記関係書類を添えて提出(報告)する。

記

1. 令和〇〇年度多面的機能支払交付金 事業実施計画書(実績報告書)(別紙1)
2. 令和〇〇年度多面的機能支払交付金 返還等実施計画表及び返還等実績報告表(別紙2)

〈施行注意〉

1. 実績報告の際は、「実施計画書」を「実績報告書」、「別紙3の第2の3」を「別紙1の第8の1の(1)及び別紙2の第8の1の(1)」、「提出」を「報告」に置き換え、「実績報告書(別紙1)」を添付するものとする。
2. 事業実施計画書の変更に伴う提出の場合は、「事業実施計画書」を「事業実施計画書(変更)」、「別紙3の第2の3」を「別紙3の第2の4」に置き換え、事業実施計画書(変更)を添えて提出するものとする。
3. 実施要領第2の18の(2)のオに該当する市町村は、事業実施計画書に(別紙2)を添えて提出するものとする。

(別紙1)

〇〇 年度 多面的機能支払交付金事業実施計画書(実績報告書)

1. 事業の目的

2. 事業計画(実績)及びその内容

(1) 農地維持支払交付金

ア. 基本単価

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
田 ①		a	円	円	
基本単価	(円/10a)	a	円	円	
畑 ②		a	円	円	
基本単価	(円/10a)	a	円	円	
草地 ③		a	円	円	
基本単価	(円/10a)	a	円	円	
計 ①+②+③		a	円	円	

(注)区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

イ. 加算単価(加算措置の適用がある場合のみ、記載する)

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
田 ①		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
加算上限を適用する		a			
畑 ②		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
加算上限を適用する		a			
草地 ③		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
加算上限を適用する		a			
1集落あたり加算上限を適用する集落④	(円/集落)	集落	円	円	
1組織あたり加算上限を適用する組織⑤	(円/組織)	組織	円	円	
面積計 ①+②+③ 交付額計①+②+③+④+⑤		a	円	円	

(注1)区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

(注2)1集落あたり加算上限と1組織あたり加算上限が重複する場合は、1組織あたり加算上限を適用する組織欄に記載すること。

加算措置の 対象組織数
組織

(2) 資源向上支払交付金

ア. 地域資源の質的向上を図る共同活動

(ア) 基本単価

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
田 ①		a	円	円	
基本単価	(円/10a)	a	円	円	
基本単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
継続地区の交付単価	(円/10a)	a	円	円	
継続地区の交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
畑 ②		a	円	円	
基本単価	(円/10a)	a	円	円	
基本単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
継続地区の交付単価	(円/10a)	a	円	円	
継続地区の交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
草地 ③		a	円	円	
基本単価	(円/10a)	a	円	円	
基本単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
継続地区の交付単価	(円/10a)	a	円	円	
継続地区の交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
計 ①+②+③		a	円	円	

(注) 区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

(イ) 加算単価(加算措置の適用がある場合のみ、記載する)

a. 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
田 ①		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
畑 ②		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
草地 ③		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
計 ①+②+③		a	円	円	

(注) 区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

加算措置の 対象組織数
組織

b.農村協働力の深化に向けた活動への支援

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
田 ①		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
畑 ②		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
草地 ③		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
計 ①+②+③		a	円	円	

(注)区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

加算措置の 対象組織数
組織

c.水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)を推進する活動への支援

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
田		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
計		a	円	円	

(注)区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

加算措置の 対象組織数
組織

イ.施設の長寿命化のための活動

区分	交付単価	対象農用地面積	交付上限額(事業費)	交付上限額(国費)	備考
田 ①		a	円		
交付単価	(円/10a)	a	円	円	
交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
1集落200万円		a			
畑 ②		a	円		
交付単価	(円/10a)	a	円	円	
交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
1集落200万円		a			
草地 ③		a	円		
交付単価	(円/10a)	a	円	円	
交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
1集落200万円		a			
保全管理する区域内に 存在する集落数 ④	(円/集落)	集落	円	円	
計 ①+②+③+④		a	円	円	
交付額			交付額(事業費) 円	交付額(国費) 円	

(注1)区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

(注2)1集落200万円の対象農用地面積には、1集落200万円の上限額が適用される対象組織の対象農用地面積を記載すること。

ウ. 組織の広域化・体制強化

区分	交付単価	対象組織数	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
3集落以上または 50ha以上200ha未満	40,000 (円/組織)	組織	円	円	
200ha以上1,000ha未満 または特定非営利活動法人	80,000 (円/組織)	組織	円	円	
1,000ha以上	160,000 (円/組織)	組織	円	円	

(注)北海道にあつては、3集落以上または1,500ha以上3,000ha未満のとき40,000円/組織、3,000ha以上15,000ha未満のとき80,000円/組織、15,000ha以上のとき160,000円/組織に置き換えること。

3. 経費の配分

区 分	交付金に係る事業に要する経費(交付金に係る事業に要した経費)	負担区分		
		国 費	都道府県費	市町村費
農地維持支払交付金	円	円	円	円
資源向上支払交付金	円	円	円	円
計	円	円	円	円

4. 事業の完了(予定)年月日

令和〇〇年〇月〇日

5. 収支予算(収支精算)

(1)収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減額		備 考
			増	減	
国庫負担金	円	円	円	円	
農地維持支払交付金	円	円	円	円	
資源向上支払交付金	円	円	円	円	
都道府県費	円	円	円	円	
農地維持支払交付金	円	円	円	円	
資源向上支払交付金	円	円	円	円	
市町村費	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

(2)支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減額		備 考
			増	減	
農地維持支払交付金	円	円	円	円	
資源向上支払交付金	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

< 施行注意 >

実績報告の際には、「2. 事業計画及びその内容」及び「3. 経費の配分」は変更となった部分について、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を()書で上段に記載するとともに、「交付金に係る事業に要する経費」を「交付金に係る事業に要した経費」、「5. 収支予算」を「5. 収支精算」、「本年度予算額」を「本年度精算額」、「前年度予算額」を「本年度予算額」に置き換えるものとする。

(別紙2)
1. 返還等実施計画表
○年度

(単位:円)

都道府県名	市町村名	対象組織名	返還等すべき 交付金区分	返還等必要総額	返還等開始年度	返還等完了予定年度	前年度までの返還額	前年度までの相殺額	本年度の返還予定額	本年度の相殺予定額	返還等必要以降の 返還等必要残額	市町村立替の有無	備考
合計													

(注1) 上段に事業費、下段に国費を記載すること。
(注2) 返還等を完了した組織については、記載しないこと。
(注3) 備考欄には、翌年度以降の返還等必要残額がある場合は返還等の年度割を、対象組織の名称に変更があった場合は変更前の名称を、対象組織が解散している場合は解散年月日を記載すること。

(様式第 2－10 号)

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針

〇〇県

第 1 農業の有する多面的機能の発揮の促進の目標

1. 現況

2. 目標

第 2 多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の基準

第 3 促進計画の作成に関する事項

第 4 その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事項

(注)

ここでは、都道府県が必要と考える事項を記載してください。

例えば、基本指針を踏まえて、

- ① 第三者委員会による施策の点検及び効果の評価
- ② 都道府県内における推進体制の整備
- ③ 関係者間における連携の確保

等について記載することが考えられます。

(様式第 2 - 11 号)

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

都道府県知事

〇〇県農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針の〔制定／変更〕について（協議）

このことについて、〇〇県農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針を〔制定／変更〕したいので、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）〔第 5 条第 3 項／第 5 条第 5 項において準用する同条第 3 項〕の規定に基づき、下記関係書類を添えて協議する。

記

- 1 〇〇県農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針案
- 2 基本方針作成の基礎となる関連資料(参考提出)

(様式第 2 - 12 号)

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

〇〇市（区、町、村）

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

（「次に掲げる地番の土地の区域とする。」等でも可。）

2 促進計画の目標

1. 旧〇〇町地域

(1) 現況

(2) 目標

2. 旧〇〇町地域

(1) 現況

(2) 目標

3 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	(例) 〇〇区域	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業及び同項第 2 号に掲げる事業
②		
③		

4 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

(注) 市町村の判断により必要と認める事項について記載してください。

(様式第 2-13 号)

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

市町村長

〇〇市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画の〔制定／変更〕について（協議）

このことについて、〇〇市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画を〔制定／変更〕したいので、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）〔第 6 条第 4 項／第 6 条第 6 項において準用する同条第 4 項〕の規定に基づき、下記関係書類を添えて協議する。

記

- 1 〇〇市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画案
- 2 促進計画作成の基礎となる関連資料(参考提出)

(様式第2-14号)

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

年 月 日

〇 〇 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号 事業	2号 事業	3号 事業	4号 事業	地域	重点区域との 重複の有無		
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	

番 号
年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

〇〇市町村長

〇〇 年度

多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書
中山間地域等直接支払交付金に係る実施状況報告書
環境保全型農業直接支払交付金に係る実施結果報告書
の提出について

対象組織の事業計画に定められている活動の実施状況について確認を行ったので、多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)の別紙1の第8の2の(2)及び別紙2の第8の2の(2)、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用(平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産構造改善局長通知)第16の4及び環境保全型農業直接支払交付金実施要領(平成23年4月1日付け22生産第10954号生産局長通知)第13の2に基づき、下記関係書類を添えて報告する。

記

1. 多面的機能支払実施状況確認表(別紙)
2. 中山間地域等直接支払交付金実施状況確認表(別紙)
3. 環境保全型農業直接支払交付金の実施結果整理表(別紙)

(注) 1については、確認表とともに、対象組織が提出した実施状況報告書及び実施状況確認チェックシートを提出すること。

番 年 月 号 日

〔 地方農政局長(北海道にあつては
農村振興局長、沖縄県にあつて
は内閣府沖縄総合事務局長) 〕 殿

〇〇都道府県知事

〇〇 年度

多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書

中山間地域等直接支払交付金に係る実施状況報告書

環境保全型農業直接支払交付金に係る実施結果取りまとめ報告書
の提出について

対象組織の事業計画に定められている活動の実施状況について確認を行ったので、多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)の別紙1の第8の2の(3)及び別紙2の第8の2の(3))、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用(平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産構造改善局長通知)第16の4及び環境保全型農業直接支払交付金実施要領(平成23年4月1日付け22生産第10954号生産局長通知)第13の3に基づき、下記関係書類を添えて報告する。

記

1. 多面的機能支払実施状況確認表(別紙)
2. 中山間地域等直接支払交付金実施状況確認表(別紙)
3. 環境保全型農業直接支払交付金の実施結果取りまとめ整理表(別紙)

(注) 1については、確認表とともに、対象組織が提出した実施状況報告書及び実施状況確認チェックシートを提出すること。

○年○月○日

○○都道府県知事 殿

○○市町村長

○○市における水田貯留機能強化計画の〔策定／変更〕について（協議）

このことについて、○○市における水田貯留機能強化計画を〔制定／変更〕したいので、多面的機能支払交付金実施要領第2の6の規定に基づき、下記関係書類を添えて協議する。

記

1 水田の雨水貯留機能の強化を推進する活動の対象区域図（別添）

2 水田貯留機能強化計画の基本的な考え方

ア．水田貯留機能の強化の推進に関する基本的考え方

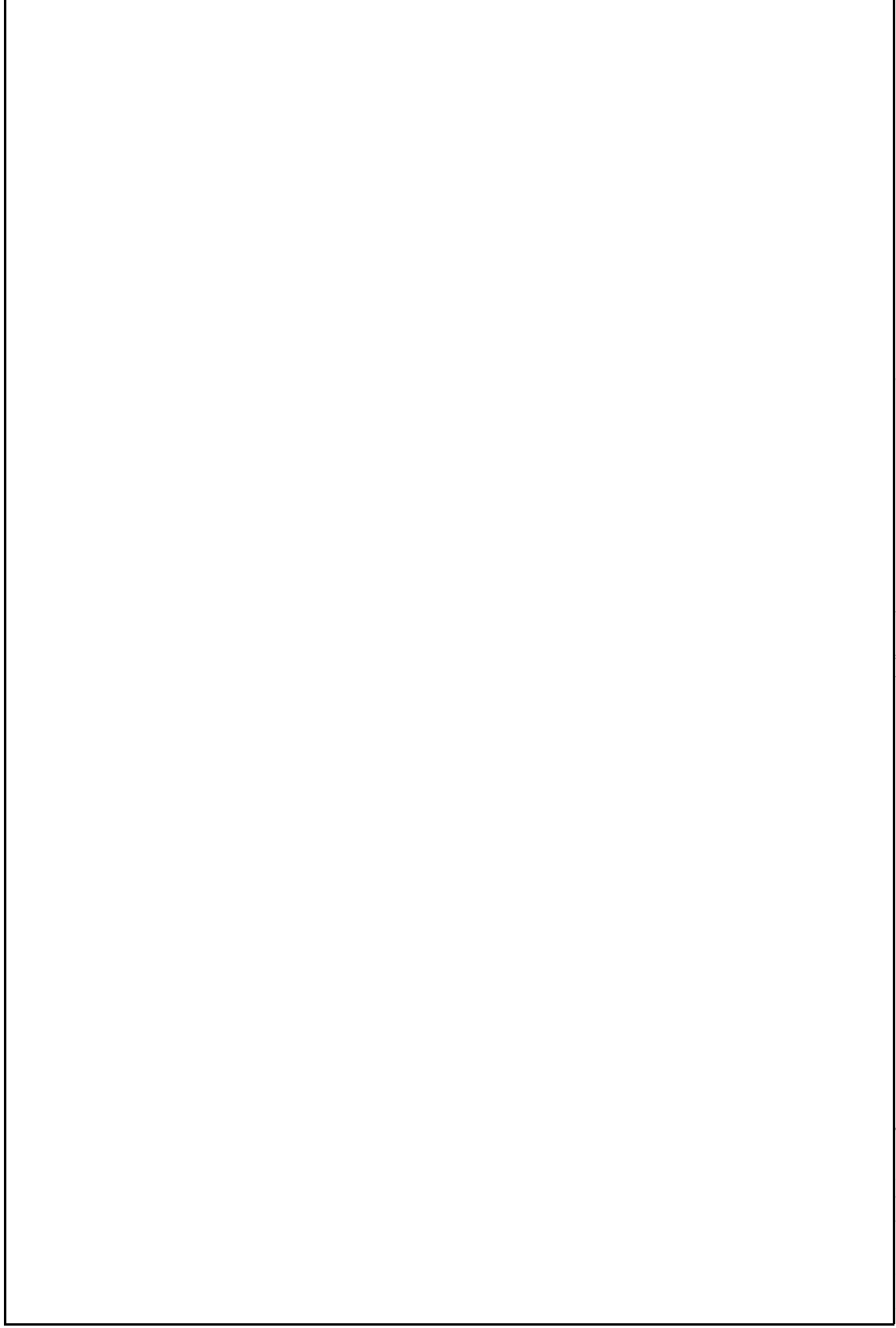
イ．水田貯留機能強化計画の制定における基本的考え方

3 備考（必要に応じて記載）

(別添)

水田の雨水貯留機能の強化を推進する活動の対象区域図

市町村名称：



注1) 流域治水プロジェクト等の県の認定を受けた計画に田んぼダムが位置付けられている地域は、本様式の代わりに当該計画を添付することが出来るものとする。